

埼玉県生活科学センター 指定管理者募集要項

[令和4年7月]

埼 玉 県

《 目 次 》

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
	(1) 施設設置の目的・役割	1
	(2) 施設の沿革等	1
	(3) 施設の所在地	2
	(4) 施設の規模等	2
	(5) 休館日及び開館時間	2
	(6) 施設の利用状況	2
	(7) 施設の現在の管理運営体制	2
	(8) 施設の防災に係る地理的条件	2
3	管理に当たっての条件	2
	(1) 指定管理者が行う業務内容	2
	(2) 自主事業	3
	(3) 管理に要する経費	3
	(4) 指定予定期間	4
	(5) 管理の基準	4
	(6) 指定管理者と県との役割分担	4
	(7) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	5
	(8) 委託等の禁止	5
	(9) 責任者及び職員の配置	5
	(10) その他	6
4	申請の手続	6
	(1) 申請者の備えるべき資格	6
	(2) 申請の方法	7
	(3) 質問事項の受付	9
	(4) 現地説明会の実施	10
	(5) 著作権の帰属等	10
	(6) 費用の負担	10
	(7) 情報公開条例に基づく開示請求	10
	(8) 申請の辞退	10
5	指定管理者の指定等	10

(1) 指定管理者候補者の選定	10
(2) 選定に当たっての審査基準	11
(3) 主な審査のポイント	11
(4) 選定に当たっての審査方法等	11
(5) 指定管理者の指定方法	11
(6) 審査結果の公表	12
(7) 申請者に対する自己情報の開示	12
6 指定管理者指定後の手続	12
(1) 協定の締結	12
(2) 引継ぎ、準備行為の実施	12
(3) その他	12
7 スケジュール	12
8 その他	13
9 問い合わせ先	13

1 指定管理者の募集について

県では、自立した消費者を育成するため、消費生活をテーマとした全国唯一の本格的な参加体験型展示施設を核とした「埼玉県生活科学センター（愛称：彩の国くらしプラザ）」（以下「生活科学センター」という。）を設置し、消費生活についての学習支援、情報提供、交流支援を推進しています。

現在、生活科学センターの管理運営については、地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により創設された指定管理者制度を平成 25 年 4 月から導入しています。

令和 5 年 3 月末で現在の指定管理者の指定期間が終了することから、埼玉県生活科学センター条例（以下「センター条例」という。）に基づき、令和 5 年度からの指定管理者の募集を行います。

指定管理者には、新たに実施する消費生活講座をはじめとした企画展・イベント等の実施を通じた消費者教育の一層の推進と、関係機関等と連携した利用促進策の実施を期待しています。

2 施設の概要

（1）施設設置の目的・役割

県では、消費者（県民）が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、①消費生活に関する学習の支援、②消費生活に関する情報の収集及び提供、③消費者の活動及び交流の支援等を行い、県民の消費生活の安定及び向上を確保するために生活科学センターを設置しました。

生活科学センターは、「金銭教育」と「悪質商法の被害防止」をメインテーマに 9 つのブースからなる参加体験ゾーンを展開しています。

参加者が楽しく参加する体験学習の手法を取り入れている「くらしースクール」や双方向のコミュニケーションが人気の「くらしーシアター」などで構成され、消費生活の分野では全国唯一の本格的な参加体験型展示施設であるとともに、幼児から高齢者まで楽しみながら学べる学習支援施設になっています。

（2）施設の沿革等

平成 8 年 5 月	埼玉県生活科学センター（仮称）新基本計画策定
平成 12 年 8 月	展示施設製作開始
平成 13 年 1 月	さいたま新産業拠点 A 街区起工
平成 14 年 10 月	県議会 9 月定例会において、「埼玉県生活科学センター条例」可決
平成 15 年 2 月	生活科学センターオープン、SKIPシティ街びらき
平成 24 年 1 月	展示施設全面リニューアル工事開始
平成 24 年 4 月	展示施設リニューアルオープン
平成 31 年 3 月	展示機器の一部追加（すごろくゲーム）
令和元年～令和 2 年	くらしーシアターのシステムの一部改修

(3) 施設の所在地

埼玉県川口市上青木3丁目12番18号（SKIPシティA1街区）

(4) 施設の規模等

延床面積 1, 307. 43 m²

2階 1, 159. 93 m²

7階 147. 50 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造地上7階建

冷暖房設備付・エレベーター3基

有料駐車場 57台（A1街区共用、生活科学センター管理外）

【資料1-1, 1-2「生活科学センター平面図・配置図」を参照してください。】

(5) 休館日及び開館時間

ア 休館日

月曜日（国民の祝日、振替休日、国民の休日又は県民の日に当たる場合は翌平日（SKIPシティ国際Dシネマ映画祭の開催期間中は除く。））

12月29日から翌年1月3日まで

イ 開館時間

午前9時30分から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）

(6) 施設の利用状況

【資料2「生活科学センターの利用状況」を参照してください。】

(7) 施設の現在の管理運営体制

生活科学センターの管理運営については、現在、アクティオ株式会社を指定管理者に指定しています。

【資料3「管理運営体制」を参照してください。】

(8) 施設の防災に係る地理的条件

川口市が作成した地震ハザードマップの震度6強区域、

洪水浸水想定区域 水深最大3～5メートル未満

3 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務内容（委託料の対象となります。）

ア 消費生活に関する学習の支援に関する業務

(ア) 参加体験型展示施設である「くらっしースクール」「くらっしーシアター」の案内解説など運営全般を行います。

(イ) 「くらっしーパーク」や「実習室」等において、消費生活に関する主催事業（企画展・イベント・体験教室、講座等）を開催します。

イ 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する業務

- (ア) 消費生活に関する図書や視聴覚資料を収集・管理し、「くらしライブラリー（こどもライブラリーも含む。）」において、閲覧・貸出業務を行います。
- (イ) 時宜に応じた消費生活に関する情報をパネル化し、「くらしパーク」等で掲出するほか、テレビモニターで視聴覚資料を放映します。
- (ウ) 「彩の国くらしプラザホームページ」を運営し、タイムリーに情報提供を行うとともに、SNSなどを通じた情報発信を行います。

ウ 消費者の活動及び交流の支援に関する業務

- (ア) 「交流室」や「発表コーナー」の利用に関する業務を行います。
- (イ) センター条例や埼玉県生活科学センター管理規則に基づき、有料施設である「研修室」や「実習室」の貸出に関する業務を行います。

エ 利用者の受入れに関する業務

上記に係る利用の許可、利用者の予約、受付、案内等利用者に対する業務を行います。

オ 利用に係る料金の收受等に関する業務

利用料金制度に基づき、有料施設の利用に関し、利用者からの料金收受等を行います。

カ 生活科学センターに関する広聴広報に関する業務

来館者の意識調査や分析を行い、施設運営の工夫改善を行うほか、利用促進のために各種メディアを活用した広報を実施します。

キ 生活科学センター施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

- (ア) 施設の保守安全点検や修繕を行います。ただし、埼玉県産業技術総合センターが所管する建物に係る保守及び修繕は除きます。
- (イ) 防火・防災管理者を選任し、法令に基づく適切な管理を行います。
- (ウ) 各種会議への参加などSKIPシティ内各施設と積極的な連携を行います。

【資料4 「生活科学センター管理運営業務仕様書」、

資料5 「修繕費等状況」及び

資料6 「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」

を参照してください。】

(2) 自主事業（委託料の対象ではありません。）

生活科学センターの設置目的の達成に支障のない範囲内で、消費生活に関する講演会、体験教室及びイベントの開催など、指定管理者の自主事業を行うことができます。なお、自主事業は指定管理者の名義で行うことができます。

(3) 管理に要する経費

ア 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、センター条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。

なお、設定に当たっては、知事の事前承認が必要です。また、利用料金は、セ

ンター条例第21条の規定により、知事の承認を得て減免することができます。

イ 指定管理業務に係る委託料

県は、指定管理業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。委託料の具体的な額や支払時期・方法等は、協議の上、協定で定めます。

なお、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、利用料金収入、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うことになります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

【資料7「管理運営費（収支状況）」に過去3年分の収支実績が記載してありますので、参照してください。】

(4) 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を予定しています。

(5) 管理の基準

ア 法令等の遵守

業務を行うに当たっては、地方自治法やセンター条例及び埼玉県個人情報保護条例など、関連する法令、条例及び規則を遵守してください。

イ 施設の維持管理

業務を行うに当たっては、県民の方々が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

ウ 個人情報の取扱い

指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律や埼玉県個人情報保護条例を遵守することはもちろんのこと、十分に注意を払い取り扱ってください。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(6) 指定管理者と県との役割分担

指定管理者と県との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項 目	指定管理者	県
① 施設（設備、備品を含む。）の保守点検	○	
② 施設の維持管理（簡易な清掃等を含む。）	○	
③ 安全衛生管理	○	
④ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤ 事故、火災等による施設の損傷の回復	△ 〔自己の責に帰すべき事由による場合〕	○
⑥ 施設利用者の被災に対する責任	△ (現場での対応)	○

⑦ 県有施設の火災共済保険加入		○
⑧ 県有施設の賠償責任保険加入	○	
⑨ 包括的な管理責任		○

※ その他の指定管理者の役割

- 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、生活科学センターを常に良好な状態に管理する義務を負います。
- 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

(7) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。

オ 県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

(8) 委託等の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

業務の一部委託等を予定している場合は、申請時に、「委託予定業務（様式6）」を作成し、提出してください。

(9) 責任者及び職員の配置

生活科学センターの指定管理業務の履行と責任体制を確保するため、総括責任者を定めるとともに、常時、館長又はこれを補佐する副館長を配置してください。

(10) その他

- ア 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。
- イ 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。
- ウ 指定管理業務を通じて取得した個人情報について、個人情報保護法及び埼玉県個人情報保護条例に基づき適正な取扱いをすること。
- エ 指定管理業務の実施に当たり、県内中小企業者の受注機会の増大と県内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めること。
- オ 指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。
- カ 指定管理業務の実施に当たり、障害者の雇用の拡大と県内障害者就労施設等に配慮した物品等の調達に努めること。
- キ 指定管理者と協議の上、県が設定する公の施設の管理目標の達成に努めること。

※ 「管理に当たっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 申請の手続

(1) 申請者の備えるべき資格

埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

ア 次のいずれかに該当する法人等は申請を行うことができません。また、申請後、指定を受けるまでの間にいずれかに該当することとなった場合、その資格を失うこととなります。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

(イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

(ウ) 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等

(エ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(カ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

(キ) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

イ 本件業務に従事する本県職員等に対し、本件応募についての故意による接触を禁じます。なお、故意による接触の事実が認められた場合、失格になることがあ

ります。

ウ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出してください。

なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが上記（１）アのいずれかに該当する場合は、申請することができません。

（２）申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

（ア）指定管理者指定申請書（様式1-1）

※ グループによる申請の場合は、別途、「指定管理者の指定に係るグループによる申請書」（様式1-2）及び「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を添付してください。

（イ）４の（１）アのいずれにも該当しない旨の誓約書（様式2）

（ウ）法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前３か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類

（エ）法人等の決算関係書類（過去３か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）

（オ）法人等の予算関係書類（直近１年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）

（カ）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類）

（キ）設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要がわかるもの

（ク）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その３の３）を提出してください。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近３事業年度分の納税証明書を提出してください。

（ケ）「法人等役員名簿」（様式3-1）及び履歴を記載した書類

※ 募集開始の日から起算して過去５年間に、申請者（グループ申請の構成団体を含む。）が以下の事由に該当する場合、「重大な事故又は不祥事に関する報告書」（様式3-2）を提出してください。

- ① 他の地方公共団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合
- ② 国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合
- ③ 役員及び従業員において重大な事故又は不祥事※があった場合

※「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第3条の規定に基づく入札参加停止要件に該当するもの

【資料8「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」を参照してください。】

※ なお、対象となる応募団体の役員又は職員には、契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みません。

(コ) 生活科学センターと同種の常設館における業務実績を記載した書類（様式4-1）（原則として、過去5年間を対象として記載）

(サ) 1日2,000人以上集客した企画展・イベント実績を記載した書類（様式4-2）（原則として、過去5年間を対象として記載）

(シ) 生活科学センターの管理運営に関する事業計画書（様式5）

以下の項目について、生活科学センターの設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。

- ① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針
- ② 管理執行体制（人員配置、雇用者数及び職員の研修計画）
- ③ 生活科学センターの現状認識と将来展望等
- ④ サービスを向上させるための方策
- ⑤ 利用者を増加させるための方策
- ⑥ 利用者等のニーズの把握及び実現策
- ⑦ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- ⑧ 施設・設備の維持管理計画
- ⑨ 効果的な広報・情報発信のための具体策
- ⑩ 主催事業等計画
- ⑪ 個人に関する情報の取扱いについての基本方針（情報管理体制その他必要と考える事項）

⑫ 危機管理に対する方針（防災、防犯、感染症対策、その他緊急時の対応等）

※ 防災については2(8)施設の防災に係る地理的条件を踏まえて作成してください。

⑬ 利用料金設定の考え方

⑭ 生活科学センターの管理運営に係る令和5年度収支予算案

（県から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額を見込みで算出すること。）

⑮ 指定期間5年間の計画（利用人員予測、収支計画、県から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額等）

⑯ 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」

⑰ 生活科学センターの特性を生かしたその他の提案

(ス) 委託予定業務（様式6）

イ 提出方法

申請書類の提出は、電子メールとします。

ただし、(ウ)及び(ク)については、郵送又は持参とします。

なお、電子メールにより提出した際は、その旨を電話にて御連絡ください。

ウ 提出部数

郵送又は持参する（ウ）及び（ク）については、1部を提出してください。（グループによる申請の場合は、（イ）から（サ）までについては、構成員ごとに提出してください。）

[提出先]

埼玉県消費生活支援センター情報・学習支援担当

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-12-18

SKIPシティA1街区2階

電話 048-261-0995

メールアドレス m4308776@pref.saitama.lg.jp

エ 受付期間

令和4年8月29日（月）から9月2日（金）までの午前9時から午後5時まで。

原則として郵送は書留とし、電子メール、郵送及び持参ともに令和4年9月2日（金）午後5時必着とします。

オ その他

申請については、1申請者につき1提案に限ります。複数の提案はできません。また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和4年7月25日（月）～7月29日（金）午後5時まで

イ 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書（様式7）に記入の上、電子メールで提出してください。

[メールアドレス] m4308776@pref.saitama.lg.jp

ウ 回答方法

質問及び回答は、令和4年8月4日（木）までに下記のホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）

なお、現地説明会において出された質問及び回答についても併せて公表します。

<埼玉県消費生活支援センター 生活科学センター指定管理者募集のページ>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/r4kurashiplaza-kanribosyu.html>

(4) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

なお、参加希望者は、法人等の名称、担当者氏名、連絡先及び参加される人数を令和4年7月19日（火）17時までに、埼玉県消費生活支援センター情報・学習支援担当（電話048-261-0995）までご連絡ください。

ア 開催日時 令和4年7月21日（木）13時30分開始

イ 集合場所 消費生活支援センター会議室（SKIPシティA1街区7階）
（開始時刻の5分前までに集合してください。）

ウ 資料 本書「埼玉県生活科学センター指定管理者募集要項」（資料等も含む。）を使用しますので、各自お持ちください。

(5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(7) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、埼玉県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）。

(8) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。

（様式1-3）

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行い、(2)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、9月中下旬までにすべての申請者に文書で連絡します。

二次審査は、一次審査を通過した申請について、提出された申請書によりプレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。（補助的にパソコン等を使用しながらプレゼンテーションを行っていただくことも可能です。）

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその旨

の通知をした後、二次審査において次点となった者を新たに指定管理者候補者とします。

(2) 選定に当たっての審査基準

- ア 県民の平等な生活科学センターの利用を確保することができること。
- イ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に生活科学センターの運営を行うことができること。
- ウ 生活科学センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- オ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(3) 主な審査のポイント

- ア 応募資格に適合しているか。
- イ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ウ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- エ 来館者数の増加策及び有料施設の稼働率向上策に工夫がなされているか。
- オ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
- カ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- キ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ク 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ケ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
- コ 効果的かつ効率的に自立した消費者を育成するための啓発事業を実施できるか。
- サ 主催事業や自主事業の計画は現実的で実現可能なものか。
- シ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適正か。
- ス 消費者市民社会の理念を理解しており、理念を普及啓発するアイデアはあるか。
- セ 生活科学センターの特性を活かした自主事業が提案できているか。
- ソ 関係団体等と連携した消費者教育を実施できるか。
- タ 県内中小企業者・環境・障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。

(4) 選定に当たっての審査方法等

一次審査及び二次審査は、埼玉県県民生活部が設置する埼玉県生活科学センター指定管理者候補者選定委員会が、審査基準に基づき審査します。

選定委員会の委員は、過半数を外部有識者（消費生活に関する専門家等）とし、その他、県民スポーツ文化局長等を加えて構成されます。

なお、選定委員会の会議は非公開とします。

(5) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、埼玉県議会の議決を経て、文書で埼玉県知事が指定します。

なお、指定後速やかに、埼玉県報において告示します。

(6) 審査結果の公表

指定管理者の指定後に、指定管理者の名称、各選定委員会委員の職・氏名、審査項目ごとの配点及び各申請者の得点、提案の概要、選定委員会委員の主な意見を県ホームページで公表します。

(7) 申請者に対する自己情報の開示

指定管理者の指定告示後に、ホームページの公開情報以外に、申請者が希望する場合は、その申請者自らの応募分について審査情報を提供します。

6 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結するものとします。

なお、協定の内容については、【資料9「埼玉県生活科学センターの管理に関する基本協定書（案）」】を参照してください。

(2) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は県と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、県及び現行の指定管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

また、利用料金は、利用者が施設を利用した日の指定管理者に帰属しますので、指定管理者が交代する日の前後に納付された利用料金は、利用日を基準に整理し、前指定管理者と新指定管理者との間で清算することとします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと思われるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7 スケジュール

月 日	内 容
令和4年7月 8日（金）	公募ページの公開
令和4年7月21日（木）	現地説明会

令和4年7月25日（月）	質問事項の受付開始
令和4年7月29日（金）	質問事項の受付締切
令和4年8月4日（木）	質問事項の回答期限
令和4年8月29日（月）～ 9月2日（金）	申請書の受付期間
令和4年9月中下旬（予定）	一次審査（書類審査）
令和4年9月中下旬（予定）	一次審査結果通知
令和4年9月中下旬（予定）	二次審査（プレゼンテーション）
令和4年10月（予定）	二次審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
令和4年12月（予定）	指定管理者の議決（県議会12月定例会）
令和5年1月（予定）	指定管理者の指定（告示）
令和5年3月（予定）	協定の締結
令和5年4月1日	指定管理業務の開始

8 その他

令和5年度から9年度までの指定期間中に、くらっしーパークやくらっしーシアターの機器等の入替え等がある可能性があります。

9 問い合わせ先

埼玉県消費生活支援センター情報・学習支援担当

住所：〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-12-18

SKIPシティA1街区2階

電話：048-261-0995

ファックス：048-261-0962

電子メール：m4308776@pref.saitama.lg.jp